

# 児童虐待防止推進

## 児童虐待とは、

- 身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- 性的虐待 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレスト 家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなど
- 心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うことなど

## 子どもを虐待から守るために…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起してください。

**「あなた」からの連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。**

- 連絡は匿名で行うことも可能であり、また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 連絡により、虐待を行った保護者への支援にもつながります。
- 市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係するさまざまな機関からなるネットワークを作っています。

このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、連携・協力をしながら、虐待防止につとめています。

## ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ・ 福祉事務所 ・ 市町村 ・ 保健所、保健センター ・ 子育て支援センター ・ 民生 ・ 児童委員
- 保育所 ・ 幼稚園 ・ 医療機関 ・ 学校 ・ 警察 ・ 児童福祉施設 ・ 民間の相談機関など

## 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時の連絡は…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

# 0570-064-000

※お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。

(ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません)

※一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます)

※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

- 最寄りの児童相談所の所在地などは厚生労働省ホームページで見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>

トップページ「行政分野ごとの情報」内「子ども子育て支援」→「児童虐待防止対策・DV防止対策等」

- 携帯版ホームページ

<http://www.mobile.mhlw.go.jp/jidousoudan/index.html>



# 里親制度へのご理解とご協力をお願いします。

そこが知りたい!

里親

Q&A

**Q.** どうすれば里親になれるのですか?

**A.** まず、児童相談所にご相談ください。

里親を希望される方には、お近くの児童相談所にて詳しくご説明いたします。里親についてご理解いただきましたら、ご家族合意の上で児童相談所にお申し込みください。



お申し込み後、職員がご家庭にお伺いします。

児童相談所職員がご家庭にお伺いし、子どもを預かることができる状況にあるか確認いたします。

里親として登録されます。

家庭状況の確認後、都道府県知事により里親として登録されます。



子どもを預かり、里親としての養育が始まります。

里親さんの家庭状況や子どもに対する希望および子どもの希望などを考慮し、児童相談所が養育をお願いします。

家庭の温もりを求めている子どもたちは、里親さんとの出会いを待ち望んでいます。

子どもが明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が大切です。しかし、親の事故や病気などのために自分の家庭で暮らすことのできない子どもたちもいます。このような子どもたちの養育を、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方をお願いするのが「里親制度」です。多くの皆さんに、この制度の意義をご理解いただき、里親としてご協力いただくことをお願いします。

**Q.** 里親になるために「資格」は必要ですか?

**A.** いいえ、特別な資格は必要ありません。里親さんに望まれることは、子どもが大好きで、明るく健康的なご家庭であることです。

**Q.** 里親として養育する期間は?

**A.** 養育をお願いする期間は数日間から数年間までさまざまです。例えば、週末だけ里親として子どもを預かり養育することもできます。

**Q.** 養育費は支給されるのですか?

**A.** はい。養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが公費で支給されるのはもちろん、所得税法上の扶養控除が受けられます。また万一、養育中のお子さんが事故に遭ったり、事故などを起こして賠償責任が生じた場合には、「里親賠償責任保険」等による補償が受けられます。

問い合わせ先

熊本県中央児童相談所

TEL 096・381・4451

FAX 096・381・4412